

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1節 市における組織・体制の整備

##### 1 市の各部局における業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次の業務を行う。表に定めのない事項・業務については、その都度、市長が定める。

##### [市の各部局における業務]

部	[班名] 課(室)名	実施すべき業務
総務部	[事務局] 防災安全課 原子力安全対策室	<p>[平素からの備え]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>② 防災行政無線等情報通信手段の整備に関すること</li> <li>③ 関係機関との連絡調整及び連携に関すること</li> <li>④ 24時間即応体制の確保に関すること</li> <li>⑤ 避難実施要領の策定に関すること</li> <li>⑥ 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄に関すること</li> <li>⑦ 県が行う避難施設指定への協力及び避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>⑧ 自主防災組織に対する支援等に関すること</li> <li>⑨ 国民保護に関する普及及び啓発に関すること</li> <li>⑩ 国民保護措置に必要な訓練の計画等に関すること</li> </ul> <p>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民保護対策本部に関すること</li> <li>② 防災行政無線等情報通信手段の確保に関すること</li> <li>③ 警報及び緊急通報の伝達・通知、避難指示の伝達・通知、退避の指示、避難住民の誘導に関すること</li> <li>④ 立入制限区域及び警戒区域の設定に関すること</li> <li>⑤ 武力攻撃原子力災害への対処に関すること</li> <li>⑥ 特殊標章等(赤十字標章を除く。)の交付及び管理に関すること</li> <li>⑦ 災害応援協定にかかる協力要請に関すること</li> <li>⑧ 国民保護措置にかかわる総合調整の実施に関すること</li> </ul>

総 務 部	<p><b>〔総務班〕</b> 総務課 情報公開室 選挙管理委員会事務局 人権同和対策課 男女共同参画課 市議会事務局 監査委員事務局</p>	<p><b>〔武力攻撃事態等への対処・復旧〕</b></p> <p>① 本部長の命令及び指示の伝達に関すること ② 本部要員の装備用具に関すること ③ 部内の連絡調整に関すること ④ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>	
	<p><b>〔国際交流班〕</b> 国際交流課</p>	<p><b>〔武力攻撃事態等への対処・復旧〕</b></p> <p>① 武力攻撃等災害時における外国人への支援に関すること ② 武力攻撃等災害時、市内在住外国人への情報提供に関すること</p>	
	<p><b>〔人事班〕</b> 人事課 福利厚生室 行政改革推進課</p>	<p><b>〔平素からの備え〕</b></p> <p>① 職員の動員体制の整備に関すること</p> <p><b>〔武力攻撃事態等への対処・復旧〕</b></p> <p>① 職員の動員及び配備計画に関すること ② 職員及び家族の被災状況に関すること ③ 職員の公務災害補償に関すること ④ 職員の給食、健康管理に関すること ⑤ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>	
	支 所	<p><b>〔総括・情報・調査・応急対策班〕</b> 地域振興課 建設管理課</p>	<p><b>〔武力攻撃事態等への対処・復旧〕</b></p> <p>① 本庁対策本部の命令及び指示の伝達に関すること ② 本庁対策本部との連絡調整等に関すること ③ 支所内の連絡調整に関すること ④ 地域防災無線等、通信手段の確保に関すること ⑤ 警報、緊急通報及び避難指示の伝達・通知に関すること ⑥ 避難住民の誘導に関すること ⑦ 支所管内の被害情報の収集に関すること</p>
		<p><b>〔広報・避難所・医療班〕</b> 市民生活課 健康福祉課</p>	<p><b>〔武力攻撃事態等への対処・復旧〕</b></p> <p>① 市民への広報、広聴活動に関すること ② 非常炊き出し、その他による食品の確保及び配給に関すること ③ 避難所の開設及び管理・運営に関すること ④ 医療（応急対策）に関すること</p>
		<p><b>〔教育班〕</b> 教育委員会分室</p>	<p><b>〔武力攻撃事態等への対処・復旧〕</b></p> <p>① 収容施設の供与に関すること ② 児童、生徒の避難・救護及び保健衛生に関すること</p>

市長室	<p><b>[政策企画班]</b> 政策企画課 定住地域振興課 大橋川治水事業推進課</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 部内の連絡調整に関すること ② 復旧事業計画の作成に関すること ③ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>
	<p><b>[秘書広報班]</b> 秘書広報課 鹿島ケーブルビジョン</p>	<p><b>[平素からの備え]</b></p> <p>① 市民に対する広報体制の整備に関すること</p> <p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 部長及び副本部長の秘書に関すること ② 市民への広報、広聴活動に関すること ③ 被災見舞い視察者等の接遇に関すること ④ 被災記録誌等の制作に関すること ⑤ 被災に関する各種情報の提供、その他連絡に関すること ⑥ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>
	<p><b>[情報政策班]</b> 情報政策課</p>	<p><b>[平素からの備え]</b></p> <p>① コンピュータ施設及びネットワークの整備に関すること</p> <p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① コンピュータ施設及びネットワークに関する応急対策に関すること ② 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>
財政・出納部	<p><b>[財政班]</b> 財政課</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 武力攻撃事態等における国民保護措置にかかわる予算措置に関すること ② 復旧にかかわる予算措置に関すること ③ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>
	<p><b>[管財入札班]</b> 管財入札課 建設工事監理室</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 緊急機材、用品の調達及び貸借に関すること ② 庁内電話、電気設備の確保に関すること ③ 市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること ④ 市及び県の備蓄物資の搬送に関すること ⑤ 車両及び燃料の確保に関すること ⑥ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>

	<p><b>[税務班]</b> 税務管理課 市民税課 固定資産税課</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 被害状況の調査及び連絡調整等に関すること ② 被災資産台帳・被災者台帳の作成に関すること ③ 公的徴収金の減免等に関すること ④ 税務3課の総括及び被害状況連絡に関すること ⑤ 被災世帯の調査及び被災証明に関すること ⑥ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>
	<p><b>[出納班]</b> 出納室</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 被害関係経費の収支に関すること ② 義援金の受領及び義援金配分委員会に関すること ③ 緊急機材用品の出納に関すること</p>
	<p><b>[商工班]</b> 商工課 企業誘致推進課</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 部内の連絡調整に関すること ② 生活必需品の確保（流通）に関すること ③ 被災商工業者に対する被害調査及び被災証明に関すること ④ 被災中小企業者の金融政策に関すること ⑤ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>
産 業 経 済 部	<p><b>[農林班]</b> 農業企画課 農林課 花卉生産振興センター 農業委員会事務局</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 農林業及び農村文化施設等の被害状況に関すること ② 農林関係の被害調査及び指導に関すること ③ 家畜、家禽の被害調査に関すること ④ 被災農林業者に対する被災証明に関すること ⑤ 農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関すること ⑥ 主要食料品の確保に関すること ⑦ 水門、堤塘の被害対策に関すること ⑧ 農業施設及び林業施設の被害対策に関すること ⑨ 農協等との連絡調整、協力要請に関すること ⑩ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること</p>
	<p><b>[水産振興班]</b> 水産振興課</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 市が管理する漁港、港湾等関係施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること ② 水産関係の被害調査及び指導に関すること ③ 養殖魚等の被害調査に関すること ④ 被災水産業者に対する被災証明に関すること ⑤ 農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関すること</p>

		⑥ 漁協等との連絡調整、協力要請に関すること ⑦ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること
観光振興部	<b>【観光班】</b> 観光企画課 観光文化振興課 歴史資料館整備室	<b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b> ① 部内の連絡調整に関すること ② 観光客に対する情報提供及び応急対策に関すること ③ 観光施設の被害調査に関すること ④ 観光施設の保全及び応急復旧に関すること ⑤ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること
市民部	<b>【市民活動推進班】</b> 市民活動推進課 市民活動センター	<b>【平素からの備え】</b> ① 市民に対する広聴体制の整備に関すること <b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b> ① 部内の連絡調整に関すること ② 市民への広報、広聴活動に関すること ③ 災害に関する各種情報の提供、その他連絡に関すること ④ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること
	<b>【生活支援班】</b> 市民課 保険年金課	<b>【平素からの備え】</b> ① 安否情報の収集体制の整備に関すること <b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b> ① 安否情報の収集及び市民からの照会等窓口対応に関すること ② 死体安置場所の開設等に関すること ③ 死者の収容及び埋火葬に関すること ④ 避難所への応急食料の確保に関すること ⑤ 国民年金、国民健康保険料の減免等に関すること ⑥ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関すること
健康福祉部	<b>【保健福祉班】</b> 保健福祉課 介護保険課 障害者福祉課 生活福祉課 健康推進課 子育て支援センター	<b>【平素からの備え】</b> ① 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備に関すること ② 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備に関すること ③ ボランティア団体との連携体制の整備に関すること ④ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ⑤ 高齢者、障害者等災害時要援護者に対する避難支援プランの作成に関すること

		<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 部内の連絡調整に関すること</p> <p>② 被災者名簿の作成に関すること</p> <p>③ 被害者に対する被災証明に関すること</p> <p>④ 避難所の開設及び管理・運営に関すること</p> <p>⑤ 非常炊き出し、その他による食品の確保及び配給に関すること</p> <p>⑥ 義援金、見舞金及び救援物資の受け入れ及び配分に関すること</p> <p>⑦ 応急仮設住宅入居者の選考に関すること</p> <p>⑧ ボランティアの受け入れ及び活動への支援に関すること</p> <p>⑨ 被災者の身上相談、援護及び生業資金の融資に関すること</p> <p>⑩ 被災生活保護者の調査に関すること</p> <p>⑪ 市社会福祉施設の保全及び応援措置に関すること</p> <p>⑫ 日赤その他社会福祉団体との連絡調整、協力要請に関すること</p> <p>⑬ 医療救護体制に関すること</p> <p>⑭ 高齢者、障害者等災害時要援護者の被災状況に関すること</p> <p>⑮ 介護老人福祉施設等の被災状況の調査及び入所者避難に関すること</p> <p>⑯ 県と連携し防疫対策等の保健衛生確保に関すること</p> <p>⑰ 保健所の協力要請に関すること</p> <p>⑱ 被災者・避難者に対する健康支援に関すること</p> <p>⑲ 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部への応援に関すること</p>
	<p><b>[子育て班]</b></p> <p>子育て課 各保育所 各幼稚園 幼保園</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 児童福祉施設の保安等、災害応急対策に関すること</p> <p>② 臨時保育所等、施設入所児童等の安全確保に関すること</p> <p>③ 幼稚園、保育施設等との連絡調整及び支援活動に関すること</p>
<p>環 境 保 全 部</p>	<p><b>[環境保全班]</b></p> <p>環境保全課 リサイクル都市推進課 環境施設建設課 清掃業務課 北工場、南工場、西持</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <p>① 部内の連絡調整に関すること</p> <p>② 水質汚濁、その他公害にかかわる調査及び防止対策に関すること</p> <p>③ 漂着廃棄物の調査及び処理に関すること</p> <p>④ 清掃業務計画の総合調整に関すること</p>

	田最終処分場、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ、西持田不燃物処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 清掃応援要請及び各種団体の掌握に関する事</li> <li>⑥ ゴミの非常処理計画に関する事</li> <li>⑦ 国民保護法の特例基準に基づく廃棄物処理に関する事</li> <li>⑧ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への応援に関する事</li> </ul>
都市計画部	<b>[都市計画班]</b> 都市計画課 都市景観課 市街地整備課	<b>[平素からの備え]</b> ① 災害に強い都市環境の計画に関する事 <b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b> ① 部内の連絡調整に関する事 ② 市道復旧計画にかかわる資機材の確保に関する事 ③ 都市計画街路等の災害対策に関する事 ④ 災害復興都市計画に関する事 ⑤ 都市計画にかかわる被害情報のとりまとめに関する事
	<b>[民間住宅班]</b> 建築指導課	<b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b> ① 建築物及び宅地の被害調査に関する事 ② 建築物及び宅地の危険度判定及び立ち入り規制措置に関する事 ③ 被災建築物及び宅地の復旧補強等の相談に関する事 ④ 被災建築物及び宅地の融資制度の相談に関する事
	<b>[公園緑地班]</b> 公園緑地課	<b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b> ① 公園緑地における避難所の開設に関する事 ② 公園の被害復旧工事に関する事 ③ 公園・街路樹等の被害状況調査に関する事
建設部	<b>[管理班]</b> 管理課 土地対策課	<b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b> ① 部内の連絡調整に関する事 ② 道路、橋梁等被害状況調査及び補修に関する事 ③ 市道の被災台帳作成に関する事 ④ 市道の通行禁止・制限等、通行規制に関する事 ⑤ 水防資機材の調達及び搬送に関する事 ⑥ 避難道路の選定、確保に関する事 ⑦ 交通関係機関との連絡調整に関する事
	<b>[土木班]</b> 土木課	<b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b> ① 道路、橋梁の保全及び応急復旧に関する事 ② 仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等交通対策に関する事 ③ 水防活動及び水防工法の技術指導に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 市街地の排水対策に関する事</li> <li>⑤ 公共土木施設等の被害調査に関する事</li> <li>⑥ 土木関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
	<p><b>【公営住宅班】</b> 建築課</p>	<p><b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市営住宅の被害対策及び被害調査に関する事</li> <li>② 市営住宅入居者の被害調査に関する事</li> <li>③ 応急仮設住宅の建設・管理及び市営住宅応急修理に関する事</li> <li>④ 市有建築物の被害調査に関する事</li> <li>⑤ 庁内建築設備の維持修繕等に関する事</li> </ul>
	<p><b>【下水道班】</b> 下水道業務課 下水道工務課</p>	<p><b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道施設の被害対策に関する事</li> <li>② 被災時の排水設備に関する事</li> <li>③ 下水道施設の被害状況調査及び取りまとめに関する事</li> <li>④ 下水道使用料の減免に関する事</li> <li>⑤ 排水ポンプ場、下水処理場及び管渠施設の保全及び応急復旧に関する事</li> </ul>
教育 部	<p><b>【教育総務班】</b> 教育総務課 教職員課 指導課 特別支援教育室 学校給食課 (各給食センター・調理室) 人権同和教育課 市立女子高等学校</p>	<p><b>【平素からの備え】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 赤十字標章及び特殊標章等の普及啓発に関する事</li> <li>② 国際人道法の普及啓発に関する事</li> <li>③ 児童及び生徒に対する国民保護に関する普及及び啓発に関する事</li> </ul> <p><b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 部内の連絡調整に関する事</li> <li>② 市立学校への警報等の伝達に関する事</li> <li>③ 学校施設及び設備の保全並びに応急復旧対策に関する事</li> <li>④ 学校施設及び設備の被害状況調査に関する事</li> <li>⑤ 応急修理計画の樹立に関する事</li> <li>⑥ 収容施設の供与に関する事</li> <li>⑦ 教育関係義援金の受付及び配分に関する事</li> <li>⑧ 文教関係の被害資料及び記録に関する事</li> <li>⑨ 児童、生徒の避難・救護及び保健管理に関する事</li> <li>⑩ 災害対策のための教員確保に関する事</li> <li>⑪ 教科書、学用品及び教材教具に関する事</li> <li>⑫ 被災学校、児童生徒の授業に関する事</li> <li>⑬ 被災児童生徒の育英及び奨学に関する事</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭ 学校給食対策に関する事</li> <li>⑮ 非常炊き出しに関する事</li> </ul>
	<p><b>[生涯学習班]</b></p> <p>生涯学習課 青少年支援課 文化財課 スポーツ課</p>	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公民館等の被害対策に関する事</li> <li>② 公民館等の被害状況調査に関する事</li> <li>③ 収容施設の供与に関する事</li> <li>④ 施設利用者の安全確保に関する事</li> <li>⑤ 公民館参集者との連絡調整に関する事</li> <li>⑥ P T A等、社会教育団体との連絡調整に関する事</li> <li>⑦ 文化財の被害対策に関する事</li> <li>⑧ 文化財の被害状況調査に関する事</li> <li>⑨ 市体育施設の保全及び応急復旧対策に関する事</li> </ul>
	消防本部	<p><b>[平素からの備え]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 武力攻撃災害への対処の体制整備に関する事（救急・救助を含む）</li> <li>② 消防団の充実活性化の推進に関する事</li> </ul> <p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消火活動及び救助・救急活動等、武力攻撃災害（武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害を含む）を防止し、及び軽減する諸活動に関する事</li> <li>② 消防団及び自主防災組織との連携等に関する事</li> <li>③ 市民等に対する警報の内容等（緊急通報を含む）の伝達に関する事</li> <li>④ 避難住民の誘導に関する事</li> <li>⑤ 消防警戒区域の設定に関する事</li> <li>⑥ 被災情報の収集に関する事</li> </ul>
公 営 企 業	水道局	<p><b>[平素からの備え]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災のために締結されている協定等の見直しによる広域応援協力体制の整備に関する事</li> </ul> <p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 飲料水の確保に関する事</li> <li>② 上水道施設の応急復旧に関する事</li> </ul>
	ガス局	<p><b>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ガスの供給に関する事</li> <li>② 都市ガス施設の応急復旧に関する事</li> </ul>
	交通局	<p><b>[平素からの備え]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸送体制の整備に関する事</li> </ul>

		<p>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</p> <p>① 避難住民及び緊急物資の運送支援に関すること</p>
	<p>市立病院</p>	<p>[平素からの備え]</p> <p>① 緊急時の医療ネットワークの整備に関すること</p> <p>② 応急医療用資器財及び医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備に関すること</p> <p>[武力攻撃事態等への対処・復旧]</p> <p>① 医療救護活動に関すること</p> <p>② 医薬品及び医療用資器財の調達に関すること</p>

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ勤務時間外の連絡体制等を整備し、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### [職員参集基準]

体制	参集基準
①防災安全課体制	防災安全課職員が参集
②市危機管理連絡会議体制 ③市危機管理対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
④市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁・支所又は出先機関等に参集

#### [事態の状況に応じた初動体制の確立]

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	我が国の周辺地域で、今後我が国に対する武力攻撃等に発展する恐れがあるとみられる事態が発生した場合	②
	我が国に対する武力攻撃等とみられる事態が発生した場合	③
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	③
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	④

\* ①、②、③の体制を整えるかどうかの判断は、市長、総務部長、防災安全課長が行う。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

○ 本部長は市長とし、松江市国民保護対策本部長の代理順位は、次のとおりとする。

1. 助役（総務部を所管する助役）
2. 助役
3. 総務部長
4. 市長室長
5. 財政部長

○ 松江市国民保護対策本部員の代理順位は、当該本部員があらかじめ指名した者とする。

(6) 職員のサービス基準

市は、(3) ①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、松江市国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

### 3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、今後、消防団員の参集基準等について検討する。

#### 4 国民の権利利益の救済に係る手続き等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

[国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧]

手 続 項 目		担 当 課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)	商工課、農林課、水産 振興課、保健福祉課、 健康推進課、市立病院
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)	

	土地等の使用に関すること。 (法第82条)	管理課、土木課、土地対策課、管財入札課、建築指導課、建築課、商工課、農林課、水産振興課、教育総務課、生涯学習課、保健福祉課
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	保健福祉課、生活福祉課、健康推進課、環境保全課、消防本部
	不服申し立てに関すること(法第6条、175条)	該当課
	訴訟に関すること。(法第6条、175条)	該当課

## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、各関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

## 2 県との連携

### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握し、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

なお、県の連絡先は、第1編及び資料編に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## 3 近接市町村との連携

### (1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

#### 4 指定公共機関等との連携

##### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、第1編及び資料編に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

##### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター一等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

##### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

#### 5 ボランティア団体等に対する支援

##### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災



組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3節 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとして、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における対応と平行して、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### 第4節 情報収集・提供等の体制整備

#### 1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、

整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に電送する画像伝送無線システムの構築に努める。
運 用 面	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系防災行政無線及び地域防災無線のデジタル化等の整備を図る。

### (3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて都道府県及び市町村における対応等を検討することとしている。このため、現段階では既存の手段における安否情報の収集に係る対応を記述する。

#### (1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号(資料編参照)の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

#### [収集・報告すべき情報]

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 避難住民(負傷した住民も同様)<ol style="list-style-type: none"><li>① 氏名</li><li>② フリガナ</li><li>③ 出生の年月日</li><li>④ 男女の別</li><li>⑤ 住所(郵便番号を含む。)</li><li>⑥ 国籍</li><li>⑦ その他個人を識別するための情報</li><li>⑧ 負傷(疾病)の該当</li><li>⑨ 負傷又は疾病の状況</li><li>⑩ 現在の居所</li><li>⑪ 連絡先その他必要情報</li><li>⑫ 親族・同居者からの照会に対する、回答の希望の有無</li><li>⑬ 知人からの照会に対する、回答の希望の有無</li><li>⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意の有無</li></ol></li><li>2 死亡した住民<br/>(上記①～⑦、⑪に加えて)<ol style="list-style-type: none"><li>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</li><li>⑯ 遺体が安置されている場所</li><li>⑰ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意</li></ol></li></ol> |
|---|

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号又は

様式第2号を用いて行い、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

[被災情報の報告様式]

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分							
松江市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		
*可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
市町村名	年月日	性別	年齢	概況			

## (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5節 研修及び訓練

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 松江市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び松江市国民保護対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避

難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。



## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

\* [松江市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料]

- 住宅地図
  - \*人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- 区域内の道路網のリスト
  - \*避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト
- 輸送力のリスト
  - \*鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
  - \*鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
  - \*避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
  - \*備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
  - \*避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
  - \*特に、地図や各種のデータ等は、松江市国民保護対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイする。
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先一覧、協定
- 消防機関のリスト
  - \*消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先
  - \*消防機関の装備資機材のリスト
- 災害時要援護者の避難支援プラン

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮

市は、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素か

らこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等の対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等を考慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

その際、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮する。

## 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

##### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
  - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
  - ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
  - ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

##### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

#### 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

#### 6 生活関連等施設の把握等

##### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）

付内閣参事官通知) に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

\* [生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局]

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質含む）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質含む）	文部科学省
	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 食糧の備蓄

応急的に必要となる食料を3日分と想定し、県、市、市民がそれぞれ1日分を備蓄するよう努める。

#### (3) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (4) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設

備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

また、市として、私立学校においても適切な対応が図られるよう要請する。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。